

河原田本町地内 行政代執行費用納付命令取消請求事件の判決について

本日(5月 25 日)、令和3年8月 18 日に提訴された民事訴訟(行政代執行費用納付命令取消請求事件)について、新潟地方裁判所で原告の請求(行政代執行費用納付命令の取消しを求めるもの)を棄却する旨の判決が言い渡されました。

<佐渡市長コメント>

本件については、司法の判断により、令和2年度の行政代執行費用納付命令に係る本市の主張が全面的に認められたものと認識しています。

本市では引き続き、市民生活の安心と安全確保のため、空家等対策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

本件についての問い合わせ先
佐渡市役所市民生活部生活環境課
担当:池田、鶴間
電話(直通)0259-63-3113

